

茅ヶ崎市保存樹木指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例施行規則（昭和49年茅ヶ崎市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例（昭和49年茅ヶ崎市条例第2号。以下「条例」という。）に規定する保存樹木に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 条例第16条第1項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定による都市計画区域内に存し、かつ都市計画法第7条の規定による市街化区域内に存する樹木であること。
- (2) 当該樹木が都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項に規定する市民緑地内、又は条例第16条第1項に規定する保存樹林内に存する樹木でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する樹木であること。
 - ア 地上1.5メートルの高さにおける幹周が1.5メートル以上の樹木
 - イ 高さが15メートル以上の樹木
 - ウ 株立した樹木で地上1.5メートルの高さにおける幹の外縁を結んだ外周が3メートル以上の樹木
 - エ はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上の樹木
 - オ 高さ10メートル以上又は幹周が1メートル以上の樹木から、10メートル以内の距離にある高さ10メートル以上又は幹周が1メートル以上の樹木が2本以上ある樹木の集団
- (4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等が所有していない樹木であること。

(指定の申出)

第3条 条例第16条第1項の規定による保存樹木の指定を受けようとする者は、保存樹林等指定申出書（第1号様式）により市長に申し出るものとする。

2 市長は前項の規定による申出があったときは、現地調査を行い、その適否を保存樹林等指定決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(標識の設置)

第4条 条例第17条の規定による標識に記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保存樹木の表示
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日
- (4) 指定者の表示
- (5) その他必要な事項

(解除の条件)

第5条 条例第22条第2項に規定する保存樹林等の指定を解除することができるときは、

次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 相続の発生等により、土地の分割、譲渡及び売買をするとき。
- (2) 枯損及び災害により樹木としての形態を失ったとき。
- (3) 公共団体が行う事業に協力するとき。
- (4) 条例第19条第1項に規定する保存の義務を怠るとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(奨励補助金)

第6条 条例第20条の規定による助成の額は、次の基準によって交付する。

- (1) 第2条第3号アからエまでに該当する単木にあつては、1本につき年額4,500円。第2条第3号オに該当する樹木の集団については、3本で年額4,500円。
- (2) 同一所有者で周囲30メートル以内に第2条第3号アからエまでに該当する樹木が2本以上ある場合は、最初の1本につき年額4,500円、他の樹木については、年額1本2,250円とし、上限を年額20,000円とする。
- (3) 第2条第3号オに該当する樹木の集団については、3本で年額4,500円とし、1本増えるごとに年額1,500円を助成し、上限を年額20,000円とする。
- (4) 年度途中で保存樹木の指定をしたとき、又は解除した時の助成の額は月割り(1月未満の端数があるときは、1月とする。)により計算して得た額とする。

(奨励補助金の交付の申請)

第7条 条例第20条の規定により助成を受けようとする者は、保存樹林等奨励補助金交付申請書(第3号様式)により市長に申請するものとする。

- 2 前項の申請は、毎年3月に行うものとする。ただし、年度途中で指定の期間が満了した時、又は指定を解除したときは、申請に基づき交付する。

(奨励補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があつた場合は、その内容を調査し、相当と認めたときは、速やかに奨励補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、奨励補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を保存樹林等奨励補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市保存樹木指定要綱(昭和55年4月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、平成29年4月1日をもって廃止する。ただし、旧要綱の規定による指定がなされた保存樹木については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第2号様式(第3条関係)

保存樹林等指定決定通知書

様		茅景み 第 号 年 月 日		
		茅ヶ崎市長 ⑩		
茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり通知します。				
1 申請区分	<input type="checkbox"/> 保存樹林 <input checked="" type="checkbox"/> 保存樹木			
2 所在地	茅ヶ崎市			
3 指定番号	—			
4 指定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
5 指定内容	保存樹林		保存樹木	
	主な樹種		樹種	
	平均樹高	m	樹高	m
	面積	㎡	幹回り	m
	その他		枝葉面積	約 ㎡
6 備考				

第3号様式(第7条関係)

保存樹林等奨励補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所
申 請 者 氏 名
電 話

茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第20条及び茅ヶ崎市保存樹木指定要綱第7条に基づき、
年度保存樹林等奨励補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請区分	<input type="checkbox"/> 保存樹林 <input checked="" type="checkbox"/> 保存樹木		
2 指定番号	-	3 指定年月日	年 月 日
4 面積	5 樹種		
6 指定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
7 交付申請額			
8 指定内容	保存樹木		
	<input type="checkbox"/> 定額 (4,500円)		
	<input type="checkbox"/> 2本目以降 (2,250円)		
	<input type="checkbox"/> 3本で定額 (4,500円)		
<input type="checkbox"/> 3本目以降 (1,500円)			
9 補助金の使用目的	指定樹林等の維持管理のため		
10 添付書類		受付印	

第4号様式(第8条関係)

保存樹林等奨励補助金交付決定通知書

茅景み第 号 年 月 日	
住所 氏名 様 茅ヶ崎市長	
年 月 日付で申請のありました 年度保存樹林等奨励補助金については、 次のとおり交付を決定しましたので茅ヶ崎市保存樹木指定要綱第8条の規定により通知 します。	
1 補助金額	円
2 補助の条件	